



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成 30 年 9 月 27 日

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 厚生労働省 |
| | 北海道労働局雇用環境・均等部 |
| | 企画課長 鈴木 勘次郎 |
| | 課長補佐 小原 久幸 電話 011-709-2311 (内線 3575) |

「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」の見直しについて

北海道労働局（局長 ふくし わたる 福士 亘）は、北海道働き方改革・雇用環境改善プランの中間年である本年度に、北海道労働局「働き方改革、正社員転換・待遇改善実現」推進本部において、進捗状況等を踏まえて、プランの目標値を見直しました。

～ 目標値の見直し内容 ～

- ◆キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数
「6,700人」を「14,000人」に変更
- ◆ユースエール認定企業の数
「36社」を「40社」に変更
- ◆女性（25～34歳）の就業率
「5P上げる」を「10P上げる」に変更

北海道働き方改革・雇用環境改善プラン

計画期間等

- 計画期間は、平成28年度（平成28年4月）～平成32年度（平成33年3月）の5か年とする。
- プランの着実かつ効果的な推進を図るため、プランの進捗状況を毎年把握・公表する。
- プランの中間年である平成30年度に、進捗状況等を踏まえ、次のとおり目標値を見直しました。
 - 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善
 - キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：「6,700人以上」を「14,000人以上」に変更
 - ユースエール認定企業の数：「36社」を「40社」に変更
 - 女性の活躍促進
 - 女性（25～34歳）の就業率：「5P上げる」を「10P上げる」に変更

主要な目標

■働き方改革

- 年次有給休暇の取得率70%以上（H32年）

■非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 160,000人以上（H32年）

■女性の活躍促進

- 女性（25～34歳）の就業率を10P上げる。（H32年）

北海道働き方改革・雇用環境改善プラン

取組目標・取組

(1) 働き方改革

目標

- 年次有給休暇の取得率を70%以上(H32年まで)
- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%以下(H32年まで)

取組

- 企業トップ及び関係団体への働きかけ。
- 情報の発信及び収集
- 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止にかかる指導等の実施。
- 過重労働解消キャンペーンにおけるシンポジウムやセミナーの開催。
- 「労働条件相談ほっとライン」で受け付けた、若者の「使い捨て」が疑われる企業に対する相談や情報について、指導等必要な対応を行う。

(2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

① 正社員転換

目標

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数:16万人以上(H32年まで)
- ハローワークにおける正社員求人数:78万人以上(H32年まで)
- 学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率:90%以上(H32年まで)
- ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率:40%以上(H32年まで)

取組

- 若者雇用促進法の円滑な施工
- 新卒者等への新卒応援ハローワーク等における正社員就職の実現
- フリーター等へのわかものハローワーク等におけるきめ細かな職業相談等
- ニート等への地域若者サポートステーションにおける地方自治体、学校と協働した支援等
- ひとり親へのハローワークにおける就職支援や、就職に有利な資格取得支援、職業能力開発施策の推進等
- 雇用型訓練(OJTとOff-JTを組み合わせた実践的訓練)等による職業能力開発の推進

北海道働き方改革・雇用環境改善プラン

取組目標・取組

目標

- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：14,000人以上
- 正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図る。

取組

- 改正労働者派遣法の円滑な施行
- モデル就業規則の作成、コンサルティングの実施
- 「多様な正社員」に関するシンポジウムの開催、専用HPでの好事例の掲載等
- 短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及等
- 助成金を活用した有期契約労働者の無期転換等の推進

②待遇改善について

目標

- 正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図る。
- ユースエール認定企業の数：40社（H32年まで）
- 若者の就業率76%以上（H31年まで）
- 新規学卒就職者の1年目までの離職率：
全国平均との差を2P以内とする（H32年まで）
（H24～H26平均 高校+5.6P 大学+4.0P）

取組

- 企業収益を踏まえた賃金の引上げに向けた働きかけや必要な環境整備を実施
- キャリアアップ助成金の処遇改善コース・人材育成コースの活用促等による待遇改善・職業能力開発の推進
- 育児・介護休業の取得推進等やいわゆるマタハラを防止するための措置について法改正の検討、セクハラやいわゆるマタハラについて、迅速・厳正な行政指導
- 被用者保険の適用拡大実施のための準備・円滑な実施等
- パワハラ対策・労働条件の確保・改善対策の推進、雇用管理改善による魅力ある職場づくりの推進

北海道働き方改革・雇用環境改善プラン

取組目標・取組

対象者別の待遇改善

ア. 若者

取組

- 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化、学生・生徒等に対する労働法制の周知
- 若者の雇用管理改善の推進、ユースエール認定制度の推進
- 新規学卒者のための適職選択の取組促進
- 新規学卒就職者の職場定着支援の実施

イ. 派遣労働者

取組

- 労働者派遣法に基づく均衡待遇の推進
- 教育訓練、キャリアコンサルティングの実施等
- 偽装請負など違法派遣に対する厳正な行政指導、許可制の運用等

ウ. 有期契約労働者

取組

- 労働契約法第20条の趣旨及び規定内容について、周知徹底の強化や関連する判例の必要な情報収集の実施

エ. 短時間労働者

取組

- パートタイム労働法の履行確保
- 雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組の促進、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進
- 総合的な情報提供の実施

北海道働き方改革・雇用環境改善プラン

取組目標・取組

(3) 女性の活躍促進

目標

- 301人以上企業における行動計画策定の届出を100%とする。
- 女性(25～34歳)の就業率を10P上げる(H32年まで)
- 育児休暇取得率 女性90%以上、男性10%以上(H31年)

取組

- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定の届出を働きかける
- 性差別及び妊娠出産等を理由とする不利益扱いに対する厳正な対応
- 中小企業の労働者、非正規労働者を含めた育児・介護休業法の周知

北海道働き方改革・雇用環境改善プラン

平成 28 年 3 月 31 日 策定
平成 30 年 7 月 10 日 改定

厚生労働省北海道労働局

「働き方改革、正社員転換・待遇改善実現」推進本部

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 本プランの計画期間等 | 2 |
| 2. 北海道における非正規雇用労働者をはじめとした労働者を取り巻く現状 | 3 |
| 3. 働き方改革にかかわる具体的な取組事項等 | 4 |
| 4. 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善にかかわる具体的な取組事項等 | |
| (1) 正社員転換等について | 6 |
| ① 不本意非正規雇用労働者の正社員転換等 | |
| ② 対象者別の正社員転換等 | |
| (2) 待遇改善について | 11 |
| ① 非正規雇用労働者共通の待遇改善 | |
| ② 対象者別の待遇改善 | |
| 5. 女性の活躍促進にかかわる取組事項等 | 15 |

はじめに

- 北海道の人口は、平成9年の約570万人をピークに、全国より約10年早く人口減少局面に入り、平成22年の人口はピーク時よりも約19万人少ない550.6万人となり、今後も人口減少が進行することが見込まれている。
また、北海道の就業者数は、今後、経済成長と労働参加が適切に進まなかった場合、平成42年には203.5万人と、平成26年から50.6万人減少することが見込まれている。
こうした中、北海道の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、長時間労働の見直しとともに、多様な働き方の推進、女性の活躍推進、非正規雇用労働者の正社員化・待遇改善を図り、すべての方々が安心して働くことができるようにすることにより、雇用の質や生産性の向上を図ることが重要である。
- また、「日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－（平成27年6月30日閣議決定）及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）においても、働き過ぎ防止のための取組の推進や正社員転換、雇用管理改善の推進、多様な正社員・テレワーク・短時間正社員等柔軟な勤務形態の導入に向けた取組の促進等の重要性が指摘されている。
- これらを踏まえ、北海道労働局では、平成27年12月24日、若者や非正規雇用労働者をはじめとする北海道で働く人々の労働環境や処遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を含めた雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図るため、北海道内の労使団体の代表者、北海道知事、札幌市長及び国の関係機関の長で構成する「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」を開催し、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」を採択した。
- さらに、平成28年1月には、厚生労働大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」において、今後5年度の非正規雇用対策、働き方改革、女性の活躍推進等のための対策を取りまとめた「正社員転換・待遇改善実現プラン」が策定されたところである。
- 同プランも踏まえ、ここに、「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」（以下「本プラン」という。）として、「働き方改革」、「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善」、「女性の活躍推進」を加速させるための計画を策定し、本プランに基づき各種取組を強力に推進していくこととする。

1. 本プランの計画期間等

- 本プランの計画期間は、平成 28 年度（平成 28 年 4 月）～平成 32 年度（平成 33 年 3 月）までの 5 か年とする（ただし、統計上の制約から、目標値は原則として年単位（一部は年度単位）で設定する。）。
- 本プランの着実かつ効果的な推進を図るため、その進捗状況を毎年把握し、公表する。
- 本プランの中間年である平成 30 年度に、その進捗状況等を踏まえ、目標値を以下のとおり見直した。

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善にかかわる具体的な取組事項等

- ユースエール認定企業の数：「36 社」を「40 社」に変更（平成 32 年まで）
- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：「6,700 人以上」を「14,000 人以上」に変更
(平成 28－32 年度累計)

女性の活躍促進にかかわる具体的な取組事項等

- 女性（25～34 歳）の就業率：「5 P 上げる」を「10 P 上げる」に変更
(平成 32 年まで)

2. 北海道における非正規雇用労働者をはじめとした労働者を取り巻く現状

- パートタイム労働者を除いた一般労働者の年間総実労働時間を全国と北海道で比較すると、過去から北海道は全国平均よりも長時間となっており、平成 26 年では全国平均 1,741 時間に対し、北海道は 1,810 時間となっている。
週の労働時間が 60 時間以上雇用者の割合は、平成 24 年では全国平均が 9.1%、北海道は 13.5%となっている。これを 1 か月に換算すると概ね 80 時間になるが、1 か月当たり 80 時間以上の残業を行うと脳・心臓疾患を発症するリスクが非常に高くなってくる。
- 年次有給休暇の取得率については、平成 26 年では、全国平均が 47.6%、北海道は 42.5%と全国に比べ取得率が低くなっている。
- 雇用情勢については、平成 28 年 2 月の有効求人倍率は、0.99 倍と前年同月を 0.08 P 上回り、月間有効求人は 73 か月連続で前年同月を上回るなど、雇用情勢は引き続き改善をしている。
- 一方、正規の雇用形態で就業する割合は、北海道では 57.2%と全国平均の 61.3%より低い状況にあるとともに、平成 4 年の 81.8%から 24.6 P 下がっている。
また、平成 28 年 2 月における北海道の正社員求人倍率は、北海道が 0.63 倍、全国が 0.86 倍であり、新規求人に占める正社員求人の割合は、北海道が 42.3%、全国が 45.6%といずれも全国値を下回っており、全国に比べ厳しさがある。
- 合計特殊出生率をみると、平成 26 年は 1.27 で、全国平均（1.42）を大きく下回っており、都道府県別では東京都、京都府、奈良県に次いで 4 番目に低い。
- 男女別平均勤続年数は、平成 26 年において、男性は 12.4 年（全国平均 13.5 年）、女性は 8.0 年（同 9.3 年）となっており、男女差は 4.4 年と前年より縮まったものの、依然として女性の勤続年数は相対的に短い。
- 女性の労働力率は、全国平均と比較して低くなっており、特に、25～29 歳では、全国平均と比較して 1 割近く低くなっている。女性の年齢階級別労働力率（当該年齢の人口に占める労働力人口の割合）は、30 歳から 34 歳までを底とする M 字型曲線となっているが、北海道はほとんどの年齢階層で全国より低い（平成 27

年総務省労働力調査)。

3. 働き方改革にかかわる具体的な取組事項等

【目標】

- 年次有給休暇の取得率を 70%以上 (平成 32 年まで)
(平成 26 年 42.5%)
- 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 5%以下 (平成 32 年まで)
(平成 24 年 13.5%)

- 北海道の総実労働時間数は全国平均を上回っている状況にあり、脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求件数も高水準となっており、過重労働による健康障害の増加が懸念される。

平成 27 年 2 月 5 日に厚生労働省北海道労働局働き方改革本部で決定した「北海道働き方改革の促進のための取組方針」に基づき、道内全体の労働環境の改善を図るため、企業トップ及び関係団体への働きかけ等による労働条件の向上に向けた施策並びに長時間労働の抑制を始めとする法定労働条件の確保・改善対策を積極的に推進する必要がある。

【取組】

- ・ 企業トップ及び関係団体への働きかけ
管内に本社機能を有する主要な企業に本部長等が訪問し、各企業の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに取り組むことや、各企業における取組内容について厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」や労働局等のホームページを活用して情報を発信するよう働きかける。
また、関係団体の幹部を本部長等が訪問し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などの働き方・休み方の見直しに向けた、団体自らの取組、傘下企業等への周知広報、ポータルサイトの周知等に対する協力の要請を行う。
- ・ 情報の発信及び収集
長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に積極的に取り組む等、働き方改革を実現しており、他の模範となるような道内の先進的な企業の取組事例を収集し、関係団体等が発信するメッセージ等を本部において集約し、広報紙やホームページ等を通じて情報発信する。
- ・ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に係る指導等
「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、労働時間管理、健康

管理等に関する法令の遵守徹底を図る。

また、自主点検、説明会等の実施を通じて、労使当事者による時間外労働協定の適正な締結及びその運用が行われるよう関係法令の周知を徹底し、締結当事者が当該協定の理解を深めるための取組を推進するとともに、不適切な時間外労働協定が届けられた場合には、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準等」に基づく指導を行う。

- ・ 過労死等防止対策の推進

過労死等防止対策の趣旨や過労死等防止啓発月間（11 月）、過重労働解消キャンペーン（11 月）における取組内容及びシンポジウムやセミナーへの管内事業場等の参加について、北海道等と積極的に協力・連携して周知する。

また、民間団体の活動に対する支援等へも積極的に協力する。

- ・ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対しては、夜間・休日に相談できる「労働条件相談ほっとライン」の周知や労働条件に関する情報発信を行うポータルサイト「確かめよう労働条件」等を活用した労働基準関係法令等の情報発信を行うとともに、「労働条件相談ほっとライン」で受け付けた相談や情報については、事案の内容に応じて必要な対応を行う。

4. 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善にかかわる具体的な取組事項等

(1) 正社員転換等について

① 不本意非正規雇用労働者の正社員転換等

【目標】

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数：16 万人以上
(平成 28-32 年度累計) (平成 26 年度：3.1 万人)
- ハローワークにおける正社員求人数：78 万人以上 (平成 28-32 年度累計)
(平成 26 年度：15 万人)
- 学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率：90%以上
(平成 27 年度 2 月：89.2%)
- ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率：40%以上
(平成 27 年度 2 月：32.1%)

- 不本意非正規雇用労働者は、足下では減少傾向にあるものの依然として一定数存在しており、それを減少させることは喫緊に取り組むべき重要な課題である。不本意非正規雇用労働者への対策に重点的に取り組み、働く方が希望する働き方を実現することで、働く方の意欲向上や生産性向上につながっていくと考えられる。

【取組】

- ・ ハローワークにおける正社員就職の実現
ハローワークにおいて、正社員求人を積極的に確保するほか、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組む。
- ・ 若者の職業能力開発の推進
若者の職業能力開発を支援するため、ジョブ・カードを活用した雇成型訓練（雇用した従業員を対象とした、企業内での実習（OJT）と教育訓練機関等での座学等（Off-JT）を組み合わせた実践的訓練）を推進する。
- ・ 業界団体等への要請
非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組について経済団体に要請するとともに、ハローワークにおいて、求人事業主等に正社員転換・待遇改善を働きかけていく。

- ・ 公的職業訓練等の実施
就業経験等に応じた公的職業訓練や地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進に取り組んでいく。

② 対象者別の正社員転換等

ア 若者等に係る取組

【目標】

- ユースエール認定企業の数：40社（平成32年まで）
（平成26年度若者応援宣言企業：297社）
- 若者の就業率76%以上（平成31年まで）（平成25年73.2%）
- 新規学卒就職者の1年目までの離職率：
全国平均との差を2P以内とする（平成32年まで）
（平成24年度～平成26年度平均 高校+5.6P 大学+4.0P）

- 新規学卒者の就職内定率は、新規高卒者で96.8%、新規大卒者で92.3%（平成27年3月）と改善が進んでいる一方、未就職のまま卒業する者も存在する。また、北海道においては、新規学卒者の離職率は、卒業後3年で大卒者37.2%、高卒者48.2%と、それぞれ全国平均の32.3%、40.0%より高く、就職後の職場定着も大きな課題となっている。
- 少子化の進行に伴い若年労働力人口も減少する中で、次代を担う若者が、安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、意欲的に仕事に取り組んでいくことができる環境整備が重要である。また、新規学卒者だけでなく、卒業未内定者や、フリーター・ニート、ひきこもりの方についても、就職や職業能力開発の適切な支援を行うことで、労働参加を促し、働きがいを持って働くことができるようにしていくことも重要である。

【取組】

- ・ 若者雇用促進法の円滑な施行
適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）に基づき、①新卒者の募集を行う企業の職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業についての厚生労

働大臣の認定（ユースエール認定）制度等を着実に実施する。

また、職業紹介事業者や募集情報提供事業者は、全ての職場情報を提供するよう働きかけることが望ましいこと等を定めた若者雇用促進法に基づく事業主等指針の周知徹底を行うなど、職業紹介事業者等による取組を促していく。

- ・ 新卒者等の正社員就職の実現

新卒応援ハローワーク等において、学校等と協力して、在学段階からの就職に向けたセミナー、職場見学・体験等を通じ、就職への意欲喚起・維持を含めた新規学卒者等の正社員就職に向けた支援（未内定者への集中的な支援も含む。）を行う。

また、既卒者や中退者といった新卒者以外の若者の正社員就職を支援するため、既卒3年以内の者や中退者を対象とした助成金制度の活用を促進し、新規学卒者での応募機会の拡大及び採用・定着を図る。

- ・ フリーター等に対する支援

いわゆるフリーター等（35歳以上45歳未満の不安定就労者も含む。）の正社員転換を促進するため、引き続き、わかものハローワーク等において担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、フリーター等の職業意識の啓発を行うとともに、わかものハローワーク等の利用の周知強化、職業訓練への誘導・あっせんの強化等を行う。また、トライアル雇用奨励金の活用によるフリーター等の正社員就職を実現する。

- ・ ニートや学校中退者等に対する支援

ニート等の若者に対しては、ハローワークにおいて、道内8か所の地域若者サポートステーションによる地域ネットワークを活用した支援と連携した就職支援を行うとともに、学校等の関係機関と連携し、学校中退者等への切れ目のない支援を行う。

- ・ ひとり親家庭の親に対する支援

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について自立を促進するため、「出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」として、児童扶養手当の現況届けを提出する8月に地方自治体への臨時窓口を設置する。

また、マザーズハローワークにおいて、専門相談員によるひとり親の就職支援を実施するほか、地方公共団体やひとり親支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援等により取組を強化する。また、トライアル雇用奨励金、特定求職者雇用開発助成金、キャリアアップ助成金を活用した雇入れの促進を図る。

- ・ 若者の職業能力開発の推進【再掲】

イ 派遣労働者に係る取組

- 派遣労働者について、賃金水準は他の非正規雇用労働者よりは高いものの正社員と比べれば低く、労働契約上の雇用主（派遣元）と、業務の指揮命令を行う者（派遣先）が異なることにより雇用主責任が不明確になりがちであるといった側面もあることから、派遣労働者のより一層の雇用の安定、保護等を図り、正社員転換を希望する方にはその道を開いていくことが非常に重要である。

【取組】

- ・ 改正労働者派遣法の円滑な施行

労働者派遣で働く方が正社員になる道を開いていくためには、その職業能力を上げていくことや、正社員としての就業機会を提供していくこと等に取り組むことが重要である。このため、平成 27 年改正労働者派遣法に基づく、派遣元、派遣先への計画的な指導監督を行う。その際、雇用安定措置の実施に当たっては、3 年見込みの派遣労働者に係る義務の履行を確保するだけでなく、1 年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。

また、平成 24 年改正労働者派遣法に基づき平成 27 年 10 月 1 日から施行された「労働契約申込みみなし制度」を円滑に施行し、派遣労働者の雇用の安定を確保しつつ違法派遣を是正することにより、労働者保護を図る。

ウ 有期契約労働者に係る取組

【目標】

- キャリアアップ助成金を活用して有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数：14,000 人以上（平成 28—32 年度累計）
(平成 26 年度：528 人)

- 有期労働契約は、短時間労働、派遣労働をはじめ、正規雇用以外の労働形態に多く見られる労働契約の形式であり、その約 3 割が通算 5 年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、雇止め解消が課題となっている。
- こうした現状を踏まえ、有期契約労働者のより一層の雇用の安定を図る観点から、改正労働契約法に基づく「無期労働契約への転換ルール」や「雇止め法理」について、制度の円滑かつ着実な実施に取り組んでいく必要がある。

【取組】

- ・ 無期労働契約への転換ルールの周知等
無期労働契約への転換ルールについて、都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークの窓口における周知、セミナーでのルールの解説等によって、実際に制度が適用される平成30年4月1日までの間に集中的に制度の周知・企業における導入支援を図る。
- ・ 雇止め法理の周知等
雇止め法理について、セミナー等を通じて、周知徹底を図る。
- ・ キャリアアップ助成金の活用促進
キャリアアップ助成金により有期契約労働者の正規雇用等への転換を促進する。

エ 短時間労働者に係る取組

- 近年、短時間労働者が増加し、従来のような補助的な業務ではなく、役職に就くなど職場で基幹的役割を果たす者も増加している。平成19年改正パートタイム労働法で正社員転換推進措置が導入されたところであり、正社員を希望する方の正社員化を実現していく必要がある。

【取組】

- ・ 正社員転換推進措置の好事例の収集等
パートタイム労働法第13条の規定に基づき設けられている各事業所における正社員転換推進措置によって、短時間労働者の正社員への転換が推進されるように、好事例の収集・周知等に取り組む。
また、短時間（勤務時間限定）正社員の制度導入の推進に向けた、導入の好事例の周知等により制度の普及・啓発に取り組む。
さらに、短時間労働者のキャリアアップについて、企業の先進的な取組を収集し、情報提供することで支援を実施する。

オ 地域における正社員転換等の取組

- 地域的な雇用構造の改善を図ることにより、地域経済の活性化を実現するため雇用促進税制の活用によって雇用機会が不足している地域における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の創出を促進する。
また、北海道が実施する産業政策と一体となった雇用創出の取組である「戦略産業雇用創造プロジェクト」と連携し、各地域における良質な雇用機会の確保に向けた取組を促進する。

(2) 待遇改善について

【目標】

- 正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図る。
- ユースエール認定企業の数：40社（平成32年まで）
（平成26年度若者応援宣言企業：297社）
- 若者の就業率：76%以上（平成31年まで）（平成25年：73.2%）
- 新規学卒就職者の1年目までの離職率：
全国平均との差を2P以内とする（平成32年まで）
（平成24年～平成26年平均 高校+5.6P 大学+4.0P）

- 非正規雇用労働者の正社員転換等は重要である一方で、ワーク・ライフ・バランス等の観点から、自ら希望する働き方として、非正規雇用で働くことを選択する方々が存在しているのも事実である。そうした方々についても、現在及び将来の生活に不安を抱えることのないよう、賃金や福利厚生といった待遇面での充実が図られ、生きがいをもって働くことができるようにしていくことが重要である。

① 非正規雇用労働者共通の待遇改善

【取組】

- ・ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組【再掲】
- ・ 労働条件の確保・改善対策の推進
非正規雇用労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関し、非正規雇用労働条件改善指導員による使用者団体等に対する指導及び助言を行う。
- ・ 同一労働同一賃金の推進策等
雇用形態が異なっても同じ職務・職責において適正な待遇を確保する多め、これまでパートタイム労働法、労働者派遣法及び労働契約法における均等・均衡待遇や差別禁止の規定に基づき、企業に対して指導、周知・啓発を図り、適正な待遇を確保していく。
- ・ 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推進
雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金の活用を促進し、企業の生産性向上と雇用管理改善の両立を支援する。
併せて、ハローワークにおける求人受理や求人サービス等のあらゆる機会を

活用した周知により、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進する。

- ・ 待遇改善・職業能力開発の推進

キャリアアップ助成金の処遇改善コースの活用促進や、中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度、同助成金の人材育成コースの活用促進による待遇改善・職業能力開発の推進を進める。

- ・ 育児休業・介護休業の取得推進

中小企業における労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰などを支援するため、育休復帰支援プランの策定支援を行う。また、育児休業中の代替要員の確保等の取組を行う中小企業事業主に対して助成金を支給する「期間雇用者の育児休業取得促進プログラム」を実施する。

さらに、仕事と介護が両立しやすい職場環境に向けて、「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及・展開、個々の労働者のニーズに応じた両立支援に活用できる介護支援プランモデルを構築、周知するほか、介護支援プランの策定支援も行う。また、当該プランに基づき、休業取得・職場復帰させた中小企業事業主に対して助成金を支給する。

- ・ 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等やセクシュアルハラスメント対策の実施

職場における不快な性的言動等（セクシュアルハラスメント）や妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る

- ・ パワーハラスメント等の予防・解決に向けた環境整備

職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成を図り、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を用いた労使の取組を促進する。

② 対象別の待遇改善

ア 若者に係る取組

【取組】

- ・ 学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組の強化
事業主・業界団体への要請等に加え、チラシ・冊子等の作成による学生・事業主に対する周知・啓発など情報発信の更なる推進に取り組むとともに、学生アルバイトに関する労働相談に的確に対応する。
- ・ 学生・生徒等に対する労働法制の周知
労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するため、

学生・生徒等に対する労働法制の基礎知識の付与に係る取組を進める。具体的には、労働法制の基本的知識をまとめたパンフレット「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」及び「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」について、学校・企業等で活用できるよう周知・活用の促進を図るとともに、適宜改訂を行う。また、大学等を訪問し、前述のパンフレット等を用いながらセミナーや講義等を実施する。

- ・ 若者雇用促進法に基づく認定制度の推進
若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定（ユースエール認定）し、当該企業の情報発信を後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援するとともに、企業における自主的な雇用管理改善の取組を促す。
- ・ 職業能力開発の推進【再掲】

イ 派遣労働者に係る取組

【取組】

- ・ 均等・均衡待遇の推進等
平成 27 年改正労働者派遣法で強化された派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇の確保に係る規定（均衡待遇の確保のために考慮した内容を、本人の求めに応じて説明する派遣元の義務等）の着実な施行を図り、義務違反に対しては、許可の取消しも含めて厳しく指導を行う。
- ・ 教育訓練、キャリアコンサルティングの実施等
平成 27 年改正労働者派遣法で派遣元の義務として新設されたキャリアアップを推進するための措置（派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサルティングを実施する義務、労働者派遣事業の許可・更新要件に「キャリア形成支援制度を有すること」の追加等）の着実な施行を図る。
また、偽装請負などの違法派遣について引き続き厳正な行政指導等を行っていくとともに、平成 27 年改正労働者派遣法で全ての労働者派遣事業が許可制に一本化されたことを踏まえ、法違反のある派遣元に対しては、許可の取消しも含めて厳しく対処することで、派遣労働者の保護を図る。

ウ 有期契約労働者に係る取組

【取組】

- ・ 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止
有期労働契約であることによる不合理な労働条件を禁止する労働契約法

第 20 条の趣旨及び規定内容について、事業主や労働者に対する周知徹底を強化する。

エ 短時間労働者に係る取組

【取組】

- ・ パートタイム労働法の履行確保
短時間労働者の「均等・均衡待遇」という考え方を事業主に浸透・定着させることが重要であり、このため、事業主に対する指導等によりパートタイム労働法の確実な履行確保を図る。
特に、パートタイム労働法第 8 条（待遇の原則）の趣旨及び規定内容について、事業主や労働者に対する周知徹底を図るとともに、第 9 条（差別的取扱いの禁止）について、違反する事業主に対する指導等により履行確保を図る。
- ・ 職務分析・職務評価の導入支援・普及促進
正規雇用労働者と短時間労働者の均衡のとれた賃金決定を促進するため、職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を図る。
- ・ 総合的な情報提供の実施
「パート労働者活躍企業宣言」、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」、「職務分析・職務評価」、「短時間正社員制度」等について、パート労働ポータルサイトを活用して総合的・一体的に情報提供を実施する。

5. 女性の活躍促進にかかわる具体的な取組事項等

【目標】

- 301人以上企業における行動計画策定の届出を100%とする。
- 育児休業取得率を女性90%以上、男性10%以上（平成31年まで）
（平成26年：女性87.9%、男性3.0%）
- 女性（25～34歳）の就業率を10P上げる（H32年まで）
（平成24年：64.3%）

- 平成28年4月1日施行の女性活躍推進法の円滑な施行を図るため、企業への積極的支援に努めるとともに、関係機関、団体との連携等あらゆる機会を活用した周知啓発が必要である。

また、職場における女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法の履行の確保が前提であり、女性が活躍する上で、就業の継続が基本であるが、現状では、妊娠・出産等を機に離職する割合が依然として多く、特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いには迅速に是正指導し、問題事案が発生しないよう周知啓発を行う必要がある。

【取組】

- ・ 女性活躍推進法の履行確保等

女性活躍推進法の全面施行により、女性活躍推進に関する行動計画策定等が義務となる常時雇用する労働者が301人以上企業において、行動計画策定の届出が100%となるよう働きかける。また、同様の取組が努力義務となる常時雇用する労働者が300人以下の企業に対しても、関係機関、団体と連携し、あらゆる機会を活用して取組への周知啓発を行い、ポジティブ・アクションへの計画的取組の普及を図る。

併せて、認定に向けた働きかけや女性活躍加速化助成金の支給により、女性の活躍推進のための積極的取組を推進する。

また、企業及び学生に対し、女性の活躍・両立支援総合サイトを活用した、女性の活躍推進の取組に関する情報の発信や収集について積極的に周知する。

- ・ 育児休業・介護休業の取得促進【再掲】

- ・ 性別差別への厳正な対応

募集・採用・配置・昇進等における性別を理由とする差別について、法違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行う。

- ・ 妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い等やセクシャルハラスメント対策の実施【再掲】